

判決年月日	平成20年 3 月26日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成19年(行ケ)10138号		
○ 「気泡含有ホットメルト型粘着剤であって，・・・炭酸カルシウムを粘着剤中に2～30重量%含む気泡含有ホットメルト型粘着剤」の発明において，炭酸カルシウムを含有させるという構成において周知技術と一致するからといって，その動機や含有による作用効果を問うことなく，当業者にとって想到容易であるということはできないとして，無効審判請求は成り立たないとした審決が維持された事例			

(関連条文) 特許法 2 9 条 2 項

(要旨)

「気泡含有ホットメルト型粘着剤であって、平均粒径が200 μm以下の中空でない塊状の炭酸カルシウムを粘着剤中に2～30重量%含む気泡含有ホットメルト型粘着剤」の発明において、炭酸カルシウムを含有させるという構成において周知技術と一致するからといって、その動機や含有による作用効果を問うことなく、当業者にとって想到容易であるということはできない。

本件発明において炭酸カルシウムを添加するのは、気泡を含有したホットメルト粘着剤に炭酸カルシウムを配合することにより、気泡の消滅を防止する効果を得ることを目的としていることが認められる。一般的な粘着剤に、炭酸カルシウムを充填剤として添加することが周知であることは認められるものの、それだけでは、気泡を含有したホットメルト粘着剤に、気泡消滅防止効果を得るために、平均粒径が200 μm以下の中空でない塊状の炭酸カルシウムを加えるという相違点2に係る本件発明の構成を容易に想到することができることはできない。